

総 人 第 683 号

令和 8 年 6 月 9 日

寝屋川市役所職員労働組合

執行委員長 松井 哲史 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



2026 年夏期総合生活改善闘争に関する要求書（回答）

2026 年 5 月 14 日付け、寝市役所労第 3 号で要求のありました 2026 年夏期総合生活改善闘争に関する要求書につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 組合員の生活を維持・改善するため、給料を引上げ、定期昇給を定年まで行うこと。	1 給与等に関する事項については、情勢適応の原則や均衡の原則を踏まえ、役職や勤務成績に応じた給与制度とするとともに、高齢期の職員の処遇については、国の動向等を踏まえ、適正に運用する。
2 夏季一時金については、条例分を 6 月 30 日に支給すること。	2 令和 8 年 6 月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき 2.295 月分（再任用職員については 1.225 月分）を標準とし、令和 8 年 6 月 30 日に支給する。会計年度任用職員の期末・勤勉手当については、基準日に在職し一定の基準を満たす職員に、1.495 月分を支給する。
3 夏期休暇については 7 日とし、取得	3 夏季休暇については 5 日間とし、取

期間は6月1日から11月30日までとすること。 4 2026年10月及び2027年度の新規採用職員にあたっては、予定者数及び職種について今後の退職者数や業務量・質等を十分に考慮し、労使協議のうえ柔軟に対応すること。特に、「現業職員」については採用を再開すること。 6 地方公務員法第28条に基づく失職の特例を条例に定めること。 7 2017年に成立した改正地方自治法(2020年4月施行)で、地方公共団体の長や職員などの地方公共団体に対する損害賠償責任について、職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額の上限を定め、それ以上の額は免責できるよう条例で定められるようになった。寝屋川市においても総務省が政令で示した上限基準額を最低基準として条例化すること。	得期間は、令和8年6月1日から令和8年10月31日までとする。なお、常勤職員以外の職員については、5日間を上限として、週の勤務日数・時間等を踏まえて付与する。 4 人員の確保については、総人件費管理計画に基づき、行政需要に応じた正規・非正規職員のポートフォリオを見定める中で、適正な配置に努める。 6、7 地方公務員を取り巻く社会情勢の変化等が無い限り、条例制定は考えていない。
--	--